

滋賀県立びわ湖こどもの国指定管理者

募 集 要 項

令和7年(2025年)8月

滋 賀 県

目 次

1	指定管理者の募集について	1
2	施設の概要	1
3	関係法令等	3
4	指定管理者が行う業務の範囲等	3
5	指定予定期間	5
6	管理業務を行う際の条件等	5
7	申請の手続	1 6
8	申請に際しての留意事項	2 2
9	指定管理者の指定等	2 4
1 0	指定管理者指定後の手続	2 5
1 1	スケジュール	2 6
1 2	問合せ先	2 6
1 3	資料	2 6
1 4	様式	2 8
別添 1	管理運営状況調書（R 6）	4 1
別添 2	指定管理者自主事業承認基準	4 3
別添 3	「県立びわ湖こどもの国に係る指定管理者情報セキュリティ遵守事項」	4 5
別添 4	滋賀県立びわ湖こどもの国指定管理者審査基準	5 3

1 指定管理者の募集について

公の施設の管理主体については、平成15年6月の地方自治法の一部改正により指定管理者制度が導入され、民間事業者を含む法人その他の団体も指定管理者として施設の管理を行うことができるようになりました。

このため、滋賀県（以下「県」といいます。）では、平成18年4月から指定管理者制度を導入し、滋賀県立びわ湖こどもの国（以下「こどもの国」といいます。）について、住民サービスのさらなる向上と管理運営の効率化を図るため、指定管理者制度を導入してきました。

現在の指定管理者の指定期間は、令和8年3月末で終了するため、この要項により令和8年4月1日からの指定管理者を募集します。

2 施設の概要

(1) 施設の名称

滋賀県立びわ湖こどもの国

(2) 施設設置の目的

こどもの国は、児童福祉法（昭和22年法律第164号）に基づく大型児童館（B型）であり、子ども・若者の健全な育成を図るため、琵琶湖畔の優れた環境を活かした遊びの場を提供するとともに、様々な体験活動の機会を提供します。

(3) 基本的な運営方針

指定管理者は、自らの責任と判断によって、施設の適正な管理を確保しつつ、県民サービスの向上を図っていく必要があります。

については、こどもの国の指定管理者は、次の各項目に留意して管理運営を実施することとします。

ア こどもの国の目的、役割および法的位置付けに基づいた管理運営を行うこと

イ 公の施設であることを常に念頭に置いて、入園者への奉仕および公平なサービスの提供に努め、特定の団体等に有利あるいは不利になる運営を行わないこと

ウ 事業計画書等に基づき、入園者が快適に施設を利用できるよう適正な管理運営を行うとともに、効率的かつ効果的な管理運営を行い、適正な収入の確保と経費の縮減に努めること

エ こどもの国が最大限有効活用されるよう利用促進に努めるとともに、入園者の意見を管理運営に反映させていくこと

オ 入園者の安全に配慮し、事故防止に努めること

カ 県と密接に連携を図りながら管理運営を行うとともに、県の施策に対し積極的に協力すること

(4) 施設の所在地

滋賀県高島市安曇川町北船木2981

(5) 施設の規模

面積 83,901.91㎡

ア 虹の家 (5,542.53㎡)

- (ア) 1階 研修室1 (116.22㎡) 収容人員 90人
研修室2 (115.21㎡) 収容人員 90人
トラバースボード(研修室2の室内) (高3m、巾5m)
会議室(102.60㎡) 準備室(20.03㎡) 収容人員 46人
ワークショップ1 (114.07㎡) 収容人員 36人
ワークショップ2 (114.61㎡) 収容人員 36人
食堂(厨房等を除きます。) (537.43㎡) 席数 136席
売店 (9.32㎡)
人工登はん壁(高9m、巾5m)
事務室(85.78㎡)
医務室、休憩室、宿直室、ロッカー室、乾燥室、洗濯室、倉庫、厨房等
- (イ) 2階 大宿泊室9室 (73.26㎡~93.76㎡) 収容人員 各20人
小宿泊室6室 (33.14㎡~60.62㎡) 収容人員 各6人
身体障害者宿泊室(35.17㎡) 収容人員 3人
宿泊者用浴室2室(各43.58㎡) 収容人員 20人
フォーラム(323.63㎡)
リネン室、倉庫等

- (ウ) ペントハウス階 天体観測室6室(各大宿泊室より入室)

※観測窓の開閉ができないため、利用者が入室できないようにしています。

イ 知恵の館「ゆうゆう」 (33.28㎡)

ウ 中央芝生広場

エ 大型木製遊具

オ サイクリングステーション

変わり種自転車等の貸出を行い、1周約1kmの園路をサイクリングできます。

変わり種自転車 4人乗り 8台 2人乗り 6台

カ キャンピングステーション

炊事場・かまど(まき用・32区画)

キ キャンプファイヤー場、テントの森、バーベキューサイト

ク 水泳場

更衣室、日除け、シャワー(冷水)、コインロッカー設備があります。

ケ 発見の池、冒険水路

発見の池(2,500㎡) 水深45cm~60cmで水遊びができます。

冒険水路 210m 水深10cm~30cmで水遊びができます。

※冒険水路は、現在漏水のため水を張っていません。

コ 虹の池

サ 南芝生広場

幼児用の滑り台など簡単な遊具があり、また、グラウンドゴルフコースが設置されていま

す。

シ 創造の丘

ス 駐車場

駐車場料金所設置、駐車台数 大型車12台 乗用車197台

セ ウォークラリーコース

2コースあります。

ソ その他

事務室の窓口で、備品等の貸出を行っています。

テント（要予約）、フライングディスク、卓球セット、雪そり・雪用スコップ、台車・リヤカー、車椅子、ベビーカー等

※上記エ、サに掲げている遊具以外の遊具については、現在の指定管理者所有の遊具です。

(6) 施設の内容

※令和6年度の管理運営状況の概要については、別添1のとおり。

3 関係法令等

業務の遂行にあたっては、次の関連する法令等を遵守することとします。

- (1) 地方自治法（昭和22年法律第67号）（以下「自治法」といいます。）
- (2) 個人情報保護に関する法律（平成15年法律第57号）
- (3) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）
- (4) 児童福祉法（昭和22年法律第164号）
- (5) 児童福祉施設の設備及び運営に関する基準（昭和23年厚生省令第63号）
- (6) 児童館の設置運営要綱（平成2年8月7日厚生省発児第123号厚生事務次官通知）
- (7) 滋賀県立びわ湖こどもの国の設置および管理に関する条例（平成4年滋賀県条例第8号）（以下「条例」といいます。）
- (8) 滋賀県立びわ湖こどもの国の設置および管理に関する条例施行規則（平成4年滋賀県規則第48号）（以下「規則」といいます。）
- (9) 滋賀県行政手続条例（平成7年滋賀県条例第40号）（以下「行政手続条例」といいます。）
- (10) 滋賀県個人情報保護条例（平成7年滋賀県条例第8号）（以下「個人情報保護条例」といいます。）
- (11) 滋賀県情報公開条例（平成12年滋賀県条例第113号）
- (12) 滋賀県財務規則（昭和51年滋賀県規則第56号）
- (13) その他の関係法令、仕様書、協定書

4 指定管理者が行う業務の範囲等

(1) 業務の範囲

指定管理者が行う業務（以下「管理業務」といいます。）の範囲は次のとおりとします。

ア 条例第2条各号に掲げる業務

- (ア) 野外活動、研修、宿泊等のための施設の提供
 - (イ) 児童の健全な育成を図るための各種の行事の実施
 - (ウ) 児童の健全な育成を図るための調査および研究
 - (エ) 児童の健全な育成を図るための遊び、レクリエーション等の指導
 - (オ) その他こどもの国の設置の目的を達成するために必要な業務
- イ こどもの国の施設、設備および備品（以下「管理物件」といいます。）を常に適正な状態にしておくために必要な、清掃、各種保守点検、維持修繕などに関する業務
- ウ アおよびイに掲げるもののほか、知事が必要と認める業務
- なお、業務内容に関する細目的事項は、「13 資料」資料1別冊「滋賀県立びわ湖こどもの国指定管理者業務仕様書」を参照してください。

(2) 管理業務の範囲外の業務

指定管理者は、こどもの国の設置目的を妨げず、また児童健全育成に資する事業（子ども以外の者を対象とした事業も含みます。）で、かつ管理業務の実施を妨げない範囲において、自己の責任と費用により、自主事業を実施することができるものとします。

については、施設の効用を最大限に発揮させ、また、施設の利用の促進を図る観点から、創意工夫を活かした積極的な提案をしてください。

ただし、自主事業を実施する場合、あらかじめ自主事業承認基準（別添2）に基づく県の承認が必要となります。事業実施後は、毎年度終了後に参加者の状況、事業成果および経理状況等を県に報告してください。また、施設の設置目的の範囲外の事業については、事業実施前に県から地方自治法第238条の4第7項の規定による行政財産の目的外使用許可（※）を受けておく必要があります。

※幅広い提案を可能とするため、自主事業承認基準を満たし、かつ、施設の用途または設置目的を妨げないものについては、原則として目的外使用許可を認めるよう令和5年3月に目的外使用許可の基準緩和を行いました。このため、是非柔軟な発想で、積極的なご提案をお願いします。

(3) その他

ア 令和8年3月31日以前において、既に使用承認のあった施設利用や実施が決定している事業については、現在の管理受託者から引き継ぐこととします。

イ 自動販売機等に係る行政財産の目的外使用許可に関する業務は、県が行います。

なお、指定管理者において県に代わり一括して電力会社等に支払をしていただいた、行政財産の目的外使用許可の共益費の光熱水費については、指定管理料とは別に支払い手続を行うこととなります。

※現在設置されている自動販売機に係る行政財産の目的外使用許可は、令和10年3月31日の期間まで行っています。

ウ 県では、自主財源の確保や施設サービスの向上を図るため、ネーミングライツ（※）の取組を進めています。こどもの国においても、今回の指定管理期間中にネーミングライツを導入する可能性があり、その際の取扱いは次のとおりとします。

※ネーミングライツとは、公の施設に、「企業名や商品名等を冠した愛称」を付与す

る権利を与える代わりに、ネーミングライツパートナー（命名権者）から対価としてネーミングライツ料を得る取組です。

- (ア) 施設に係る印刷物やホームページでは、愛称を用いることとし、作成に要する費用は、印刷物については作成者、ホームページについては、ホームページの管理者が負担するものとします。
- (イ) 指定管理者は、イベント等の開催時に、愛称を使用した広報を行うよう、主催者や施設利用者等に徹底することとします。
- (ウ) ネーミングライツの導入に伴い、ネーミングライツパートナーの負担により、施設の看板や案内図等の表示変更や改修工事を行うことがあります。この場合、県は、事前に指定管理者と協議を行うこととします。
- (エ) その他ネーミングライツ導入に伴い、指定管理者の業務内容等に変更が生じた場合は、県と指定管理者は業務内容等について、協議を行うこととします。

5 指定予定期間

- (1) 令和8年4月1日から令和13年3月31日までの5年間を予定しています。
- (2) 指定予定期間は、県議会の議決後、正式に指定期間となります。
- (3) ただし、自治法第244条の2第11項の規定に基づき、県は、こどもの国の施設の管理の適正を期するため行った必要な指示に指定管理者が従わないときその他当該指定管理者による管理を継続することが適当でないと認めるときは、指定を取り消し、または期間を定めて管理業務の全部または一部の停止を命ずる場合があります。

6 管理業務を行う際の条件等

(1) 管理業務に要する経費

こどもの国の管理業務に要する経費については、施設の利用者が納める利用料金、指定管理者が管理業務等の実施に伴い収受する収入および県が支払う管理料により賄うこととなります。

ア 利用料金

(ア) 利用料金の収入等

施設の利用者が納める利用料金は、指定管理者の収入とします。

利用料金の額については、条例に対象となる施設および設備（以下「特定施設等」といいます。）、区分および金額が定められていますので、その額の範囲内で、あらかじめ知事の承認を得て、指定管理者において設定してください。（今後、消費税および地方消費税の税率改正や公の施設の使用料の見直し等に伴い、指定期間中であっても、利用料金の上限である条例別表に定める額を見直すことがあります。）

なお、利用料金の額の設定に当たっては、特定施設等の利用率の向上やサービスの向上につながるよう配慮してください。

また、特定施設等において指定管理者がこどもの国の業務として実施する行事に係る入場料またはこれに類するものについては、知事が別に定める額とします。

(イ) 利用料金の減免

利用料金については、あらかじめ知事の承認を得た上で、指定管理者自らの判断により減免を行うことができます。

ただし、減免による利用料金収入の減収については、管理料に当該減収分が見込まれているものとし、補填等の措置は行いません。

なお、過去4か年の利用料金収入については、「13 資料」資料2を参照してください。

イ 管理業務等の実施に伴い指定管理者が収受する収入

管理業務等を実施する中で、県以外からの助成金や寄附金、図録の販売収入など指定管理者が収受する収入については、指定管理者の収入となります。

ただし、県の収入とすることを条件として収受するものは、除きます。

ウ 県が支払う管理料

(ア) 管理料算定の考え方

県は、管理業務に要する経費から利用料金収入見込額および管理業務等の実施に伴い指定管理者が収受する収入の見込額を差し引いた額を、指定管理者に管理料として支払います。

管理料の額は、申請の際に提出のあった収支計画書において示された管理料の金額を上限として、県の予算額の範囲内で、協定において定めるものとします。

(イ) 参考額

指定期間中における管理料総額の参考額は、300,674千円（消費税および地方消費税を含みます。）とし、これを上限に事業計画書を作成してください。

なお、参考額の詳細およびこどもの国の管理運営に係る過去4か年における収入・支出の実績および内訳については、「13 資料」資料3を参照してください。

(ウ) 管理料の精算

協定により定めた管理料は、管理業務に要した経費または利用料金その他の収入に増減があっても、原則として増額や減額はしません。

ただし、管理物件の修繕または改修（見積額が1件当たり100万円（消費税および地方消費税を含む。以下同じ）以上の修繕または管理物件の効用の増加を目的とした改修で、県と指定管理者の協議により指定管理者が行うこととなったものに限ります。）に係る経費については、「(イ) 参考額」の内訳として示した金額（「13 資料」資料3参照）から増減した額を、管理料に加算し、または管理料から減額することとします。

(エ) 管理料の支払い

管理料は、各年度ごとに県と指定管理者が協議して作成する支払計画書に従って支払います。

(オ) 管理口座・区分経理

管理業務等に係る収入および支出については、独立した口座を設けて管理を行い、指定管理者としての業務に係る経理とその他の業務に係る経理を区分して整理することとします。

(カ) 管理料精算に当たっての留意事項

管理料の精算に用いる消費税および地方消費税の税率は、現行税率（10%）とします。

なお、今後、消費税および地方消費税の税率が改正された場合は、当該改正による収入および支出への影響（消費税および地方消費税の税率が改正されたことに伴い、条例別表に定める額が改正されたときは、当該改正による収入への影響を含みます。）を踏まえて管理料を再算定し、県と指定管理者で協議の上、管理料を決定します。

その他、消費税および地方消費税の税率改正とは別時期に条例別表に定める額が改正され、指定管理者が利用料金を変更される場合は、当該変更による収入への影響を踏まえて管理料を再算定し、県と指定管理者で協議の上、管理料を決定します。

また、リスク分担表で定める急激で著しくかつ通常予測不能な物価変動が認められた場合は、県が参考額を算定した際の各支出金額や指標値増減率等を踏まえて管理料を再算定し、県と指定管理者で協議の上、翌年度の管理料を決定します。

エ 会計年度

経理は、会計年度ごとに区分してください。会計年度は、4月1日から翌年の3月31日までとします。

(2) 管理運営方針

管理業務を行うに当たっては、「2（3）基本的な運営方針」の内容を理解のうえ、遵守しなければなりません。

なお、指定管理者には、創意工夫により入園者に対する質の高いサービスの提供を期待しています。

(3) 管理の基準

適正な管理の観点から必要不可欠である業務運営の基本的事項は、次のとおりです。

なお、管理の基準に関する細目的事項は、協議の上、協定で定めます。（10(1)参照）

ア 休園日および開園時間

休園日および開園時間は、次のとおりとしますが、指定管理者は、必要があると認めるときは、あらかじめ知事の承認を得て、開園時間および休園日を変更し、もしくは臨時に休園日を定めることができます。

(ア) 開園時間

午前9時から午後5時まで（宿泊施設を除きます。）

ただし、研修施設については、午前9時から午後9時まで

(イ) 休園日

- a 月曜日（国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日（以下「休日」といいます。）ならびに7月21日から8月31日までの日および3月25日から4月7日までの日を除きます。）
- b 毎月の第2火曜日（休日および8月の第2火曜日を除きます。）
- c 休日の翌日（土曜日、日曜日および休日ならびに7月21日および同月22日を除きます。）
- d 12月28日から翌年の1月4日までの日

イ 法令等の遵守

「3 関係法令等」に記載した法令等のほか、指定管理者が当然に適用を受ける法令、協定書、仕様書等を遵守し、管理業務を実施してください。

ウ 管理運営目標の達成

こどもの国では、次の管理運営目標を定めていますので、その達成に向け必要な取組を行ってください。

- (ア) こどもの国の効率的運営に関する数値目標として、令和3年度から令和6年度の特定施設等の利用料金収入の平均を上回ることを目標としています。（令和3年度から令和6年度の特定施設等の利用料金収入の平均は約33,710千円です。）
- (イ) こどもの国の有効活用に関する数値目標として、令和3年度から令和6年度の平均入園者数を上回ることを目標としています。（令和3年度から令和6年度の平均入園者数は、約18万人です。）
- (ウ) こどもの国の活動状況に関する数値目標として、令和3年度から令和6年度に行われた行事への平均参加者数を上回ることを目標としています。（令和3年度から令和6年度の平均参加者数は、約1万人です。）
- (エ) 施設の県民サービス向上に関する数値目標として、利用者に対するアンケート調査で「また来たい」との回答率90%以上を目標としています。

エ 善管注意義務

指定管理者は、善良なる管理者の注意をもって、こどもの国を常に良好な状態に管理しなければなりません。

オ サービスの向上

施設を清潔に保つとともに、入園者に対するサービスの向上を図り、入園者の増加に努めることとします。また、各種トラブル、苦情等には、迅速かつ適切に対応することとします。

カ こどもの国の施設の適切な維持管理

指定管理業務を行うに当たっては、入園者が快適に施設および設備を利用できるよう、保守点検、修繕、清掃その他の適切な維持管理を行うこととします。

なお、管理物件の本来の効用を維持するために必要な修繕（県が長期保全計画として策定した計画（以下「長期保全計画」といいます。）に基づく修繕等を除きます。）については、見積額が1件当たり100万円（消費税および地方消費税を含みます。以下同じ。）以上のものについては、県の負担と責任において実施するものとし、1件当たり100万円未満のものについては、指定管理者が自己の負担と責任において実施するものとします。

管理物件の効用の増加を目的とした改修および長期保全計画に基づく修繕等については、県の負担と責任において実施するものとします。

ただし、上記により県の負担と責任において実施するものとされる修繕等や改修についても、管理業務と一体として実施することが適当と認められる場合は、県と指定管理者が協議の上、指定管理者に実施させることができるものとし、詳細については、協定で定めます。（この場合、所要経費については、6(1)ウ(ウ)により、精算を行います。）

また、長期保全計画は、修繕等の対象の劣化状況その他の事情により、適宜変更することがあります。

なお、長期保全計画に基づき、令和9年度に虹の家の屋根カラーガルバリウム更新工事を予定しており、入園者の安全確保のため約4箇月（冬季を除く）の間、施設を休園して工事を行う可能性があります。この場合、工事の時期等の詳細については県と指定管理者が協議の上、決定することとします。

キ 特定施設等の使用承認

特定施設等の使用承認に当たっては、県民の利用に関し公平性を確保することとします。

ク 緊急時の対応

- (ア) 指定管理者は、こどもの国において火災、犯罪、疾病、事故等の防止に努め、また災害等緊急時には入園者の避難、誘導、安全確保、必要な通報等について現場で対応する責任を有し、直ちに必要な措置をとるとともに、速やかに県に報告することとします。

指定管理者は、緊急時に適切な対応をとれるよう、あらかじめ、事故・災害対策のマニュアルや、夜間・時間外における発災等を想定した関係期間との緊急連絡網の作成、近隣の避難所等までの経路の確認等、緊急時の対応に必要な体制等を整備しなければなりません。

- (イ) 指定管理者は、災害等により、こどもの国を県が県防災計画に基づき施設を使用するとき、または、高島市が住民避難場所として使用する必要があると認めるときは、その指示に従うこととします。

- (ウ) 指定管理者は、こどもの国の入園者の急な病気、けが等に対応できるよう、近隣の医療機関と連携し、緊急時には直ちに必要な措置をとることとします。

- (エ) 指定管理者は、滋賀県地域防災計画により県の広域輸送拠点・後方支援拠点に位置付けられていますので、県が物資の保管や施設の利用制限等について、協力を求めるときは、その指示に従うこととします。

ケ 管理業務の実施に伴い取得した情報の取扱い

指定管理者および指定管理者が使用する者は、管理業務を行うことにより知り得た情報を他に漏らし、または不当な目的のために利用してはなりません。

また、指定管理者の指定の期間が満了し、もしくは指定を取り消され、または指定管理者が使用する者が管理業務に従事しないこととなった後においても同様とします。

コ 個人情報の保護

指定管理者は、個人情報の保護に関する法律および行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号）の規定を遵守し、個人情報の漏えい、滅失またはき損の防止その他の個人情報の適切な管理のために必要な措置を講じなければなりません。

また、管理業務に従事する者は、その業務に従事しなくなった後も含め、その業務に関して知り得た個人情報をみだりに他人に知らせ、または不当に使用してはなりません。

なお、個人情報の漏えい等の行為には、個人情報の保護に関する法律に基づく罰則が適用される場合があります。

サ 情報セキュリティ対策

指定管理者は、管理業務を行うに当たり、県と協議の上、別添3「びわ湖こどもの国に係る情報セキュリティに関する遵守事項（例）」をもとに、別途情報セキュリティに関する遵守事項を定め、これにより、情報セキュリティ対策を講じることとします。

シ 文書の管理・保存

管理業務を行うに当たり作成し、または取得した文書、図画、写真および電磁的記録（以下「管理文書」といいます。）は、滋賀県文書管理規程等を参考に、適正に管理・保存することとします。

なお、管理文書については、指定期間終了時に、県の指示に従って引き渡しを行うこととします。

ス 情報公開

指定管理者が保有している管理文書は、指定管理者が別途情報公開規程等を策定し、情報を公開することとします。

セ 行政手続法の適用

指定管理者が行う行政処分については、行政手続条例に基づいて行わなければならない、審査基準、標準処理期間および処分基準を定めておかなければなりません。

ソ 委託の禁止

管理業務の全部または一部を第三者に委託することはできませんが、清掃、警備といった個別の業務を第三者に委託することは可能です。ただし、この場合は、委託契約の内容、委託先（名称・所在地）、委託金額、委託期間、委託理由、委託先選定方法等を県に報告し、あらかじめ県の承認を受ける必要があります。なお、承認の時点で不明な事項については、事後に県へ報告することとします。

タ 委託契約等における暴力団の排除措置

相手方が暴力団または暴力団員と知りながら業務の委託契約や物品購入契約等を締結した場合には、指定の取消しの対象となります。

契約を行おうとする相手方が暴力団または暴力団員か否か疑わしいときには、県の事務事業から暴力団を排除する措置のための指針に準じて排除措置を講じてください。

チ 県施設としての協力

県の事業をこどもの国において実施しようとする場合は、優先的な予約などの協力を行うこととします。また、施設の活性化を検討する目的で、施設の管理運営に支障を及ぼさない範囲で、他の民間事業者へ暫定的な施設利用を認める仕組み（トライアル・サウンディング）を導入する場合がありますので、実施に向けた協力をお願いします。

(4) 指定管理者と県とのリスクの分担

指定管理者と県とのリスクの分担は、原則として次のとおりとします。

種 類	内 容	負 担 者	
		滋賀県	指定管理者
物価等の変動	人件費、物件費等の物価変動に伴う経費の増		○
	急激で著しくかつ通常予測不能な物価変動（ただし、光熱費を除く。）	協議事項	
金利変動	金利の変動に伴う経費の増		○
需要の変動	利用者の減少、需要見込みの誤りその他の事由による利用料金収入の減		○
周辺地域・住民および入園者への対応	こどもの国周辺地域との協調、施設の管理運営業務内容に対する住民および入園者からの苦情・要望等への対応		○

法令の変更	施設等の設置基準の変更により施設等の新設または改築を要するものなど管理運営に影響を及ぼす法令変更	○	
	管理基準の変更を要する法令変更	○	
	指定管理者に影響を及ぼす法令変更		○
税制度の変更	指定管理者制度に影響を及ぼす税制変更（消費税等）	○ ※利用料金の消費税	
	指定管理者に影響を及ぼす税制変更（法人税、固定資産税等）		○
政治、行政的理由による事業変更	政治、行政的理由から、施設管理、運営業務の継続に支障が生じた場合、または業務内容の変更を余儀なくされた場合の経費およびその後の維持管理経費における当該事情による増加経費負担	○	
不可抗力	不可抗力（暴風、豪雨、洪水、地震、落盤、火災、争乱、暴動その他の県または指定管理者のいずれの責めにも帰すことのできない自然的または人為的な現象）に伴う、施設、設備の修復による経費の増加	○	
	不可抗力による業務の変更、中止、延期		○
運営リスク	施設、機器等の不備もしくは施設管理上の瑕疵または火災等事故による臨時休園等に伴う運営リスク		○
	改修、修繕、保守点検等による施設の一部の利用停止		○
事業の遅延、中止	建物所有者の責任による遅延、中止	○	
	事業者の責任による遅延、中止		○
	事業者の事業放棄、破綻		○
書類等の誤り	仕様書等県が責任を持つ書類等の誤りによるもの	○	
	事業計画書等指定管理者が提案した内容の誤りによるもの		○
資金調達等	運営上必要な初期投資、運営資金の確保		○
管理物件の損傷	経年劣化によるもの（見積額が1件当たり100万円未満のものに限る。長期保全計画に基づき修繕等を行うものを除く。）		○
	経年劣化によるもの（上記以外）	○	
	長期保全計画に基づき修繕等を行うもの	○	
	第三者の行為から生じたもので相手方が特定できないもの（見積額が1件当たり100万円未満のものに限る。）		○

	第三者の行為から生じたもので相手方が特定できないもの（上記以外）	○	
	指定管理者による管理物件の管理運営上の瑕疵によるもの		○
資料等の損傷	管理者としての注意義務を怠ったことによるもの		○
	上記以外	○	
運営費の増大	県以外の要因による運営費の増大		○
第三者への賠償	管理業務の執行に伴い第三者に損害を与えた場合		○
安全性の確保、環境の保全	維持管理、運営における安全性の確保および周辺環境の保全（応急措置を含む）		○
セキュリティ	警備および情報セキュリティ対策の不備による情報漏洩、犯罪発生等		○
事業終了時の費用	指定管理期間が終了した場合または期間中途において業務を廃止した場合における事業者の撤収費用および新しい指定管理者への引継費用		○

「急激で著しくかつ通常予測不能な物価変動」とは、以下の場合をいう。

指定管理者申請年指標値（指定管理者申請の前年5月～申請年4月の平均値）と協議年指標値（協議しようとする前年5月～協議しようとする年4月の平均値）を比較し、3%以上の変動が見られた場合。なお、この条項により、指定管理料の改定を行った場合、それ以降は「指定管理者申請年指標値（指定管理者申請の前年5月～申請年4月の平均値）」は「前回改定の際に用いた指標値（改訂の前々年5月～改訂の前年4月の平均値）」と読み替える。

指標値：「毎月勤労統計調査」（厚生労働省）・賃金指数・きまって支給する給与・調査産業計・一般労働者30人以上

(5) その他管理業務を行うに当たって指定管理者が留意しなければならない事項

ア 入札等による管理経費の縮減

管理業務の実施に当たり、商品・サービスを調達する場合は、入札等により管理経費の縮減に勤めていただくこととします。特に、電力の調達については、電力の小売が全面自由化されていることを踏まえ、入札等の実施に努めることとします。

イ 環境配慮の推進

管理業務の実施に当たっては、電気等エネルギーの効率的利用、廃棄物の発生抑制・適正処理、リサイクルの推進、リサイクル認定製品等の環境負荷の低減に資する物品等の調達（グリーン購入）、環境負荷の低減に積極的に取り組む事業者等から優先的に物品等の調達を行うグリーン入札の実施など、環境への配慮に努めることとします。なお、物品や電力を含むサービスの調達については、「滋賀県グリーン購入基本方針」を定めていることから、その内容に沿った調達に努めることとします。

ウ 職員の採用

指定管理者は、職員を採用する場合には、本人の適性や能力以外の事項を条件にすることなく、幅広く応募できるよう配慮することとします。

エ 障害者の雇用

指定管理者は、障害者の雇用について、障害者の雇用の促進等に関する法律（昭和35年7

月25日法律第123号)に基づき国および地方公共団体に義務づけられている雇用率を達成できるよう努めることとします。

オ 人権への配慮

指定管理者は、公平な採用選考や人権研修の実施など、人権に配慮した業務遂行に努めることとします。

カ 県内事業者への配慮

管理業務を行うに当たって、委託業務の発注や物品の調達等において、県内事業者への発注に努めることとします。また、規格、品質、価格等が適した県産品がある場合は、これを優先して購入するように努めてください。

キ 地元との協調

開園以来の地元および高島市との協調の実績を踏まえて、引き続き地元との良好な関係の維持に努めることとします。

ク 男女共同参画・女性活躍の推進

指定管理者は、男女共同参画や女性活躍等の視点を踏まえ、すべての人が働きやすい環境づくりに努めていただきます。

ケ 管理物件の現状変更

指定管理者が、管理業務を実施するために管理物件の新設、増築、改築、移設、改造その他の現状変更をしようとするときは、あらかじめ県の承認を受けた上で、指定管理者の負担で実施することとします。

なお、この場合、当該現状変更部分については、指定管理者は、将来にわたってその権利を主張できないものとします。

コ DXの推進

県では会計事務のDXを推進しています。県民の利便性等の向上を図るため、利用料金等を収受する方法としてキャッシュレス決済を導入してください。各決済ブランド等の利用について、必要な手続きを行い、運用開始後の決済ブランドの追加等についても対応してください。

なお、以下(ア)(イ)(ウ)に掲げる各決済サービスおよび各ブランドの取扱いを必須とします。

(ア)クレジットカード

VISA、Mastercard、JCB、American Express、Diners

(イ)二次元コード

PayPay、楽天Pay、d払い、auPAY、Alipay

(ウ)電子マネー

交通系IC (ICOCA、Suica)、WAON、nanaco、楽天Edy、iD、QUICPay

(6) 指定管理業務の継続が困難になった場合における措置に関する事項

ア 指定管理者は、管理業務の継続が困難となった場合またはそのおそれが生じた場合には、速やかに県に報告しなければなりません。

イ 指定管理者の責めに帰すべき事由により指定管理者による適正な施設管理が困難となった場合またはそのおそれがあると認められる場合には、県は、指定管理者に対して改善勧告を行い、期間を定めて、改善計画書の提出およびその実施を求めることができることとします。

ウ 指定管理者が次の事由に該当するときは、県は、自治法第244条の2第11項の規定により、

その指定を取り消し、または期間を定めて業務の全部または一部の停止を命じることができません。

- (ア) 指定管理者の責めに帰すべき事由により、協定に定めた事項を履行しないとき、または履行できる見込みがないと認められるとき
- (イ) 財務状況が著しく悪化し、管理業務の遂行が困難と認められるとき
- (ウ) 関係法令、条例、規則または協定の規定に違反したと認められるとき
- (エ) 指定管理者の指定手続および管理業務の実施に当たり、不正の行為があったとき
- (オ) 管理業務に関する知事の指示に従わないとき
- (カ) 管理業務に関して、知事が求めた報告を行わず、もしくは実地調査等を拒否または妨害したとき
- (キ) イにおいて、指定管理者が当該期間内に改善計画書を提出せず、または改善計画書に定められた事項を実施しなかったとき
- (ク) 著しく社会的信用を損なう等により、指定管理者としてふさわしくないと認められるとき
- (ケ) 指定管理者募集要項に明示した申請資格を満たさなくなったとき
- (コ) その他、指定管理者による管理を継続することが適当でないと認めるとき

エ 上記ウにより指定管理者の指定が取り消されまたは業務停止となった場合に、県に損害が発生したときは、指定管理者は、県に生じた損害について賠償の責めを負うこととなります。なお、指定管理者に損害や追加費用などが生じて、県は賠償等を行いません。

オ 不可抗力その他県または指定管理者の責めに帰することができない事由により管理の継続が困難となった場合は、県と指定管理者は管理の継続の可否について協議することとします。

カ 指定管理者は、指定期間が満了するとき（継続して指定管理者に指定されたときを除きます。）または指定が取り消されたときは、速やかに、管理物件を原状回復して県に引き渡すとともに、県または新たな指定管理者と十分に事務引き継ぎを行うこととします。
ただし、原状回復について県の承認を得たときは、この限りではありません。

(7) 事業計画および事業報告

ア 事業計画

事業実施計画、人員配置計画、収支計画等を内容とする各事業年度の事業計画書を、前年度の9月末（指定期間の初年度に係る事業計画書にあっては、県が指定する期日）までに提出し、県の承認を得ることとします。

イ 事業報告

指定管理者は、毎年度終了後30日以内に、目標水準の達成状況や改善方針等、県が定める事項について、事業報告書を県に提出することとします。

(8) 管理業務の状況把握および評価

ア モニタリング

指定管理者は、常時、管理業務の状況を把握し、日報等に記録するとともに、目標水準の達成状況や改善方針等、県が別に定める事項について、月例業務報告書を作成し、翌月の1

0日までに県に報告することとします。県は、指定管理者から提出された事業報告書、月例業務報告書の内容のほか、指定管理者に対する報告徴収、調査等の結果をもとに、管理業務の状況、指定管理者の経理の状況等を確認します。

イ 是正勧告

モニタリングの結果、必要と認めるときは、県は、業務の改善等必要な指示を行います。

なお、改善勧告等によっても改善が見られない場合、および指定管理者が行う管理業務の内容が「管理の基準」を満たしていないと判断した場合は、指定期間中でもその指定を取り消すことがあります。

ウ 入園者満足度調査等による入園者の声の把握

指定管理者は、入園者の満足度、ニーズ等を把握し、管理業務に反映するため、入園者満足度や入園者の意見・苦情等を把握し、その結果および業務改善の状況について県に報告することとします。なお、アンケートに際しては、子どもの意見が反映されるよう努めることとします。

エ 評価

県は、指定管理者から提出された事業報告書の内容を踏まえて、管理業務の実施状況等に係る評価を実施するとともに、事業報告書に記載する改善方針と併せて対外的に公表することとします。なお、必要に応じて、事業報告書に加えて、改善方針に係る資料の提出を求めることがあります。

オ 県と指定管理者との意見交換

県と指定管理者は、管理運営上の課題や評価結果等について、定期的に意見交換を実施することとします。

(9) 備品の帰属

ア 管理物件の備品が、経年劣化等により管理業務の用に供することができなくなった場合は、当該備品と同等の機能および価値を有するものの見積額が1件当たり100万円未満のものについては、管理料に当該経費が見込まれているものとし、指定管理者の負担で購入または調達することとします。

イ アにより購入または調達した備品の所有権は、県に帰属するものとします。

(10) 調査

知事は、自治法第244条の2第10項の規定により、指定管理者の管理する施設の適正を期するため、必要があると認めるときは、指定管理者に対して管理業務または経理の状況に関し報告を求め、実地について調査し、または必要な指示を行います。

また、県の監査委員等が県の事務を監査するために必要があると認める場合は、指定管理者に対し出頭を求め、実地に調査し、または帳簿書類その他の記録の提出を求めることがあります。

(11) 管理業務を実施するに当たっての注意事項

ア 指定管理者が、管理業務に関する規程、要綱等を作成する場合は、県と事前に協議することとします。

イ 協定に定めない事項については、県と協議することとします。

(12) 提供した資料の取扱い

県が提供した資料等は申請に関する検討以外の目的で使用することを禁じます。

また、この検討の目的の範囲内であっても、県の承諾を得ることなく、第三者に対しこれを使用させ、または内容を提示することを禁じます。

7 申請の手続

(1) 募集要項の配布

募集要項を令和7年8月29日（金）から10月9日（木）に配布します。

また、滋賀県子ども若者部子ども若者政策・私学振興課ホームページからもダウンロードできます。なお、郵便での配布は行いません。

滋賀県子ども若者政策・私学振興課ホームページアドレス

<https://www.pref.shiga.lg.jp/zigyousya/nyusatsubaikyaku/sitei/345790.html>

配布場所：滋賀県庁新館2階 滋賀県子ども若者部子ども若者政策・私学振興課

総務・青少年係

〒520-8577 滋賀県大津市京町四丁目1番1号

電話 077-528-3550

配布時間：平日 午前8時30分から午後5時15分まで

（正午から午後1時までを除きます。）

(2) 申請者の備えるべき資格等

ア 指定管理者の指定を受けるための申請ができるのは、滋賀県内に主たる事務所、支店、営業所等の拠点（以下「事務所等」といいます。）を置くまたは置こうとする法人その他の団体（以下「法人等」といいます。）であって、次に該当しないものに限りします。

（法人格の有無は問いませんが、個人での申請はできません。また、県内に事務所等を置こうとする場合は、指定管理者の指定議案を県議会に提案する時までに事務所等を設置しなければなりません。）

(ア) 役員等に制限行為能力者が含まれている法人等

(イ) 役員等に破産者で復権を得ない者が含まれている法人等

(ウ) 役員等に禁固以上の刑に処せられ、その執行を終わるまでまたはその執行を受けることがなくなるまでの者が含まれている法人等

(エ) 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいいます。）、暴力団または暴力団員と密接な関係を有する法人等、役員等に暴力団員（同法第2条第6号に規定する暴力団員をいいます。）または暴力団もしくは暴力団員と密接な関係を有する者がいる法人等および暴力団員または暴力団もしくは暴力団員と密接な関係を有する者がその経営に実質的に関与している法人等

(オ) 地方自治法施行令第167条の4第2項の規定により、県における一般競争入札の参加

を制限されている法人等

- (カ) 会社更生法、民事再生法等による手続を行っている法人等
- (キ) 滋賀県から入札参加停止措置を受けている法人等
- (ク) 直近の1年間に都道府県税または消費税および地方消費税を滞納している法人等
- (ケ) 自治法第244条の2第11項の規定に基づき、指定の取り消しを受けたことがある法人等
- (コ) 滋賀県選定管理者等選定委員会で指定管理者の候補者として選定された通知を受け取った後、議会の議決までに辞退したことがあり、辞退の日から起算して1年を経過していない法人等
- (サ) 滋賀県における指定管理者の指定の手続において、その公正な手続きを妨げた法人等または公正な価格の成立を害し、もしくは不正の利益を得るために連合した法人等

イ こどもの国のサービス向上または管理業務の効率的実施を図る観点から必要な場合は、複数の法人等（以下「グループ」といいます。）が共同して申請を行うことができます。この場合は、次の事項に留意してください。

- (ア) グループの名称を設定し、グループ内で代表となる法人等を定めることとします。なお、代表となる法人等または構成団体の変更は、原則として認めません。
- (イ) グループの構成団体間における管理業務に係る経費に関する連帯責任の割合等については、別途協定書で定めてください。
- (ウ) グループの構成団体のいずれか（グループの代表者以外の構成員であって、業務の内容に照らして滋賀県内に事務所を有する必要がないと知事が認めるものを除く。）およびグループの構成団体が、アの(ア)から(サ)のいずれかに該当する場合は、申請することはできません。
- (エ) 次の(3)ア(オ)に掲げる書類については、構成団体それぞれについて提出してください。また、(3)ア(エ)に掲げる書類については、代表企業について該当するものがある場合にのみ提出してください。

グループでの申請の例として、維持管理会社、警備会社、セミナー等を実施する会社など、それぞれ得意分野を活かしてこどもの国の管理運営に参加する形態が考えられます。

ウ 複数申請の禁止

申請については、1団体につき1申請に限ります。また、グループで申請を行う場合、当該グループの構成団体は、他のグループの構成団体となり、または単独で申請を行うことはできません。

(3) 申請の方法

ア 提出書類

申請に当たっては、以下の書類を県に提出することとします。

なお、県が必要と認める場合は、追加資料の提出を求めることがあります。

(ア) 指定管理者指定申請書（様式第2号）

グループ申請の場合は、グループ構成表（様式第3号）を併せて提出することとします。

(イ) こどもの国の管理運営に係る事業計画書（様式第4号（1）および（2））

a 基本方針等

- ・ 指定管理者の指定を申請した理由
- ・ こどもの国の管理運営を行うにあたっての基本方針
※施設の設置目的等を踏まえて記載すること

b 事業等の実施計画

- ・ 入園者に対するサービス向上の取り組み（利用申込方法、開館時間、休園日についての提案があれば、併せて記載）
- ・ 施設の活性化に寄与する新たな取組やチャレンジ性のある提案（自主事業でも可。提案は任意としますが、いただいた提案は評価対象としますので、是非、施設の活性化に向けた積極的な提案をお願いします。）
- ・ 利用促進策（広報、誘致活動等）、利用者増への取り組み
- ・ 管理経費の縮減、収入増に向けた取り組み
- ・ 管理運営目標の達成に向けた取り組み
- ・ 条例第2条各号に掲げる業務
- ・ 施設の維持管理業務
- ・ 自主事業

c 管理運営体制

- ・ 組織図
- ・ 人員体制
組織図に記載された職員全ての雇用関係、勤務体制（勤務時間、休日設定等）、職務分担および職務内容を示すこと
- ・ 人員配置計画等
責任体制（責任者の常駐の有無等）、執行体制（経理・管理、苦情処理、安全管理、職員ローテーション等）、有資格者・経験者の配置状況等
- ・ 職員の雇用、人材育成方針および研修計画についての考え方
- ・ 業務の一部について第三者への委託を予定している場合は、その項目、予定金額、委託先選定方法などを含めた外部委託の考え方

d その他

- ・ 個人情報保護の取り組み
- ・ 情報公開への対応
- ・ 環境への配慮
- ・ 職員の採用、障害者の雇用への対応
- ・ 人権への配慮
- ・ 防災、防犯その他緊急時の体制・対策
- ・ 入園者の苦情等トラブルの未然防止と対処方法
- ・ 入園者の要望の把握および対応策（子どもの意見が反映される機会の確保方法を含みます。）
- ・ 地域交流、協調の方策
- ・ 円滑な業務引継に向けての計画

- ・特記事項（その他、こどもの国の設置目的を効果的、効率的に達成する方法についての提案等があれば記載してください。）

(ウ) 収支計画書

a こどもの国の管理運営に係る令和8年度収支予算案

県から支出する管理料の基礎となる管理運営の必要経費および収入見込額について算出し、提案することとします。

提案される収支計画については、経費の縮減が図られ、かつ収支が適正でバランスがとれている必要があります。

b 特定施設等の利用料金に関する考え方

こどもの国の特定施設等の利用料金の額については、指定管理者が条例で定める額の範囲内において、県の承認を得て決定するものです。特定施設等の利用料金の設定案と、料金設定についての基本的な考え方について提案することとします。

c 指定期間5年間の収支計画

こどもの国の管理運営に関する業務と自主事業の実施に関する業務に分けて、次の計画を提出してください。

- ・入園者、特定施設等の利用人員および行事参加者の予測
- ・収支計画
- ・収入については、特定施設等の利用料金収入の予測、管理料見積り予測額およびその他の収入の予測額を計上してください。
- ・支出については、管理費（人件費を含みます。）および事業費として所要額を計上してください。

(イ) 社会政策推進関連資料（登録や認定を受けているなどの場合）

- a 「滋賀県ワーク・ライフ・バランス推進企業」の登録を受けている場合には、同登録書（滋賀県発行）の写し
- b 次世代育成支援対策推進法に基づく基準適合一般事業主として厚生労働大臣の認定を受けている場合には、同認定通知書（労働局発行）の写し
- c 高齢者就業確保措置について、労使協定の締結または就業規則の労働基準監督署への届出をしている場合には、労使協定または就業規則の該当箇所の写し
- d 障害者の雇用に関する状況の報告義務がある事業者であって法定雇用率が達成されている場合には、障害者雇用状況報告書の写し
- e 障害者の雇用に関する状況の報告義務がない事業者であって障害者を雇用している場合には、申立書の写し
- f 「しが障害者施設応援企業」の認定を受けている場合には、同認定通知書（滋賀県発行）の写し
- g 障害者の雇用の促進等に関する法律に基づく基準適合事業主として厚生労働大臣の認定を受けている場合には、同認定通知書（労働局発行）の写し
- h 「滋賀県女性活躍推進企業」の認証を受けている場合には、同認定通知（滋賀県発行）の写し
- i 女性の職業生活における活躍の推進に関する法律に基づく基準適合一般事業主として厚生労働大臣の認定を受けている場合には、同認定通知書（労働局発行）の写し

j 環境マネジメントシステムのうち、次の(a)～(d)のいずれかの認証・登録を受けている場合には、(a)については、審査登録機関の証明書の写しを、(a)以外については、その認証・登録書の写し

(a) 国際標準化機構が定めた規格 I S O 14001に適合している旨の認証

(b) 一般財団法人持続性推進機構（平成23年9月30日以前に登録・更新した場合は、財団法人地球環境戦略研究機関持続性センター）の実施するエコアクション21の認証・登録

(c) 特定非営利活動法人K E S 環境機構の実施するK E S ・環境マネジメントシステム・スタンダードの登録

(d) 一般財団法人エコステージ協会の実施するエコステージの認証

(オ) その他の書類

a 法人等の定款、寄附行為その他これらに準ずるもの

定款および寄附行為のない団体にあつては、団体の規約等（団体の目的、事務所、資産に関する規定、代表者の任免に関する規定等を記載した書類）および代表者の身分証明書を提出することとします。

b 申請者が法人である場合は、法人の登記事項証明書

申請日前3か月以内に取得したものを提出することとします。

登記のない法人の場合は、名称および本店または主たる事業所の所在地を証明する書類を提出することとします。

c 印鑑証明

申請日前3か月以内に取得したものを提出することとします。

d 法人等の決算関係書類

申請書を提出する日の属する事業年度の前3か年における事業報告書、貸借対照表、損益計算書その他これらに準ずる書類を提出することとします。

新たに設立する法人または設立初年度の法人にあつては、収支予算書またはこれに準ずる書類を提出することとします。

e 法人等の予算関係書類

直近の会計年度の事業計画書および収支予算書を提出することとします。

f 団体概要書（様式第8号）

設立趣旨、事業内容のパンフレット等法人等の概要がわかる資料があれば、あわせて提出することとします。

g 役員の名簿（役職、氏名、現住所および生年月日を記載したもの。なお、商号または名称、代表者、経営者等の氏名には、必ずふりがなを付してください。）

h 消費税および地方消費税の納税証明書

新たに設立する法人または設立初年度の法人にあつては、添付を要しません。

i 施設の管理運営を行ううえで必要な資格の写し

- ・ 児童福祉施設の設備及び運営に関する基準第38条に規定する「児童に遊びを指導する者（児童厚生員）」の資格等
- ・ 実務を担当する幹部職員が児童福祉施設で2年以上の勤務経験を有すること、もしくはこれと同等の能力を有することの証明書

j 誓約書（様式第9号）

申請者の備えるべき資格および申請書等の記載事項に関する誓約書を提出することとします。虚偽の申請であることが判明した場合は、指定期間中であっても指定の取消しとなる場合があります。

なお、申請者の備えるべき資格のうち、すべての県税およびこれに付随する延滞料金等の納付に関して、滋賀県税の完納情報提供事務実施要領に基づき、県の税務担当課に照会し、完納情報を入手しますので、あらかじめ御了承ください。また、暴力団排除に係る欠格要件該当の有無について、指定管理者に係る暴力団排除措置要領に基づき県警察本部に照会しますので、あらかじめ御了承ください。

イ 提出部数

正本1部、副本10部を提出することとします。ただし、(エ)ならびに(オ)a、b、c、g、hおよびiについては、正本1部のみを提出することとします。（グループによる申請の場合は、(オ)に規定する書類は正本1部副本10部を構成団体ごとに提出してください。ただし、(オ)a、b、c、g、hおよびiおよびについては、正本1部のみを提出してください。）

ウ 提出方法

申請書類の提出は、持参または郵送とします。

〔提出先〕 滋賀県庁新館2階 滋賀県子ども若者部子ども若者政策・私学振興課
総務・青少年係

〒520-8577 滋賀県大津市京町四丁目1番1号

電話 077-528-3550

エ 受付期間

持参の場合は、令和7年8月29日（金）から10月9日（木）まで（土曜日、日曜日および祝日を除きます。）の午前8時30分から午後5時15分まで（正午から午後1時までを除きます。）とします。

また、郵送の場合は、書留郵便で、令和7年10月9日（木）午後5時15分必着とします。
なお、電子メール、FAXでの提出は認めません。

(4) 質問事項の受付

募集要項の内容等に関する質問を次のとおり受け付けます。

ア 受付期間

令和7年8月29日（金）から9月19日（金）午後5時15分まで（必着）

イ 受付方法

募集要項の内容等に関する質問書（様式第1号）に記入の上、FAXまたは電子メールにより提出することとします。質問の未到着を防ぐため、事前、事後の確認をお願いします。

〔FAX番号〕 077-528-4854

〔メールアドレス〕 kodomosoumu@pref.shiga.lg.jp

ウ 回答方法

提出された質問については、申請者間の公平を期すため、FAXまたは電子メールにより全応募者に回答します。（質問者名は表示しません。）

募集要項の内容等に関する質問およびその回答は、その後の提案の内容や審査事項に反

映されることから、電話等による質問回答は一切いたしませんのでご了承ください。ただし、電話による照会を一切お断りするものではありませんので、不明な点については、気軽に相談してください。

また、現地説明会において出された質問および回答についても併せて公表します。

なお、内容によってはお時間をいただく場合があります。

(5) 現地説明会の実施

現地説明会を次のとおり開催します。

参加を希望される団体は、説明会参加申込書（様式第7号）に記入のうえ、郵送、FAXまたは電子メールにより、令和7年9月10日（水）午後3時（必着）までにお申し込みください。

ア 開催日時

令和7年9月11日（木）

イ 集合場所

びわ湖こどもの国虹の家（開始時刻の5分前までに集合してください。）

ウ 説明内容

募集要項および仕様書の説明、施設の説明

エ その他

- ・説明会参加につきましては、1団体3人までとします。
- ・指定管理者の募集に係る資料一式を持参して下さい。
- ・指定申請を行う場合は、できる限りこの説明会に出席して下さい。

(6) 設計図書等の閲覧

こどもの国の建物等の設計図書および管理業務にかかる図面等について、次のとおり閲覧を行います。

ア 閲覧期間

令和7年8月29日（金）から10月9日（木）（土曜日、日曜日および祝日を除きます。）

イ 閲覧時間

午前8時30分から午後5時15分まで（正午から午後1時までを除きます。）

ウ 閲覧場所

滋賀県庁新館2階 滋賀県子ども若者部子ども若者政策・私学振興課 総務・青少年係

〒520-8577 滋賀県大津市京町四丁目1番1号

電話 077-528-3550

8 申請に際しての留意事項

(1) 失格または無効

以下の事項に該当する場合は、失格または無効となる場合があります。

ア 申請書の提出方法、提出先、提出期限などが守られなかったとき

イ 記載すべき事項の全部または一部が記載されていないとき

- ウ 申請者が記載すべき事項以外の内容が記載されているとき
- エ 虚偽の内容が記載されているとき
- オ 滋賀県指定管理者等選定委員会こどもの国部会委員、本件業務に従事する県職員ならびに県関係者に対して、本件提案についての不正な接触の事実が認められたとき
- カ その他不正の行為があったとき

(2) 申請内容の変更

申請書の提出期限前に事業計画書等の記載事項の変更をする場合には、事業計画書等記載事項変更届（様式第5号）により、申請書の提出期限前に届出をしてください。

なお、提出期限後は、提出された書類の内容を変更することはできません。

ただし、「児童に遊びを指導する者（児童厚生員）」の資格および実務を担当する幹部職員が児童福祉施設で2年以上の勤務経験を有すること、もしくはこれと同等の能力を有することの証明書については、配置を予定していた人員に変更がある場合に限り、提出期限後の変更を認めることとする。

(3) 著作権の帰属等

事業計画書等の著作権は、申請者に帰属します。ただし、県は、指定管理者の決定の公表等必要な場合には、事業計画書等の内容を無償で利用できるものとします。

なお、提出された書類は理由の如何に関わらず返却しません。

また、申請書類は、必要に応じ複写します。（使用は県庁内および滋賀県指定管理者等選定委員会（以下「選定委員会」という。）の検討に限ります。）

(4) 申請の辞退

申請書類を提出した後に辞退する際には、指定管理者申請辞退届（様式第6号）を提出して下さい。

(5) 費用の負担

申請に要する経費はすべて申請者の負担とします。

(6) 情報公開

申請書類は、県情報公開条例に基づく開示請求により、個人に関する情報等非公開とすべき箇所を除き、公開されることがあります。

(7) その他

ア 指定申請書等の様式

指定申請書等の提出書類は、日本産業規格のA4の大きさとしします。（ただし、官公署の発行する証明書等やむを得ないものについては、例外を認めます。）

次の順序に従いファイル等に綴じて提出して下さい。

- アー 1 指定管理者指定申請書（様式第2号）
- アー 2 グループ構成表（様式第3号）（グループ申請の場合）

- イ こどもの国の管理運営に係る事業計画書（様式第4号（1））
こどもの国の自主事業に係る事業計画書（様式第4号（2））
- ウ 収支計画書
- エー(ア)－1 法人等の定款、寄附行為その他これらに準ずるもの
- エー(ア)－2 定款および寄附行為のない団体にあつては、団体の規約等(団体の目的、事務所等、資産に関する規定、代表者の任免に関する規定等を記載した書類) および代表者の身分証明書
- エー(イ)－1 法人の登記事項証明書
- エー(イ)－2 登記のない法人の場合は、名称および本店または主たる事業所の所在地を証明する書類
- エー(ウ) 印鑑証明
- エー(エ)－1 法人等の決算関係書類
(事業報告書、貸借対照表、損益計算書その他これらに準ずる書類)
- エー(エ)－2 新たに設立する法人または設立初年度の法人にあつては、収支予算書またはこれに準ずる書類
- エー(オ) 法人等の予算関係書類（事業計画書、収支予算書）
- エー(カ) 団体概要書（様式第8号）
(設立趣旨、事業内容のパンフレット等法人等の概要がわかる資料)
- エー(キ) 役員の名簿
- エー(ク) 都道府県民税に未納がないことの証明書、消費税および地方消費税の納税証明書
- エー(ケ) 「児童に遊びを指導する者（児童厚生員）」の資格
実務を担当する幹部職員が児童福祉施設で2年以上の勤務経験を有すること、もしくはこれと同等の能力を有することの証明書
- エー(コ) 誓約書（様式第9号）

イ 言語、通貨、単位等

指定申請書等に用いる言語、通貨、単位は日本語、日本円、日本の標準時および計量法（平成4年法律第51号）に定める単位に限ります。

9 指定管理者の指定等

(1) 指定管理者の候補者の選定

ア 指定管理者の選定に当たっては、滋賀県附属機関設置条例（平成25年滋賀県条例第53号）に基づく選定委員会において、提出された申請書等による審査を行い、(2)に記載する「審査基準」に最も適合する申請者を指定管理者の候補とします。

イ 審査においては、申請者にプレゼンテーションを求め、申請の内容を総合的に審査します。

ウ プレゼンテーションに要する経費は全て申請者の負担とします。

(2) 選定に当たっての審査方法等

選定委員会の意見を聴いて、条例第10条各号の選定基準をより具体化した審査基準を定め、これに基づき、申請内容を総合的に審査し、指定管理者の候補者を選定します。

選定基準ごと（滋賀県が締結する契約に関する条例の目的達成に資する事項を除く）の採点合計および総合計点が6割未満の場合は、指定管理業務実施への支障が懸念されるとして、失格とします。

選定基準ごとの審査項目、審査内容および配点は別添4「滋賀県立びわ湖こどもの国指定管理者審査基準」のとおりです。

なお、選定委員会の会議は非公開としますが、選定後は申請の概要（経過、申請者名等）、審査内容の概要を公表します。

(3) 指定管理者の指定方法

指定管理者の候補者として選定された法人等については、自治法の規定に基づき、指定管理者として指定する議案を県議会に提出し、議決後、指定管理者として指定します。

なお、指定後速やかに、県公報において告示します。

10 指定管理者指定後の手続

(1) 協定の締結

業務内容や管理の基準に関する細目的事項、管理業務に要する経費を賄うための管理料に関する事項について、指定管理者と県との間で協議の上、協定を締結するものとします。

(2) 引継ぎ

指定期間の始期から円滑に指定管理業務が実施できるよう、前管理者との間で一定期間、事務事業の引継ぎを行うこととします。

施設および設備の維持管理に関する業務については、指定期間開始と同時に契約が必要となる業務がありますので、注意してください。

令和7年度中に前管理者が受けた特に、特定施設等の利用予約については、予約時と同一条件での利用を保証するとともに、予約金等の前受金があった場合は、前管理者から引き継ぐことになります。（現在、利用日の6か月前から申込みを受け付けています。）

また、指定期間終了後もしくは指定の取り消し等により業務を引き継ぐ際は、円滑な引継ぎに協力するとともに、必要なデータ等を遅滞なく提供するものとします。

(3) その他

ア 指定管理者が正当な理由なくして協定の締結に応じない場合は、指定管理者の議決後においても指定管理者の指定を取り消すことがあります。

イ 指定管理者が、協定の締結までに次に掲げる事項に該当するときは、その指定を取り消し、協定を締結しないことがあります。なお、指定管理者がグループによる場合、その構成団体の一つが次に掲げる事項に該当するときも、同様とします。

(ア) 指定管理者が、7(2)アに掲げる資格を満たさないこととなったとき

(イ) 指定管理者の経営状況の急激な悪化等により、管理業務の履行が確実でないと認めら

れるとき

- (ウ) 著しく社会的信用を損なう等により、指定管理者としてふさわしくないと認められるとき

11 スケジュール

時 期	内 容
令和7年8月29日～10月9日	申請書の受付期間
10月24日	第2回指定管理者選定委員会 ※選定委員会事業計画プレゼンテーション および指定管理者候補者の選定
11月下旬	選定結果通知
12月下旬	指定管理者の議決（県議会11月定例会議） 指定管理者の指定（告示）
令和8年3月上旬	協定の締結
4月1日	管理開始

12 問合せ先

滋賀県子ども若者部子ども若者政策・私学振興課 総務・青少年係

住 所：〒520-8577 滋賀県大津市京町四丁目1番1号

電 話：077-528-3550 FAX：077-528-4854

電子メール：kodomosoumu@pref.shiga.lg.jp

受付時間：平日 午前8時30分から午後5時15分（正午から午後1時までを除きます。）

13 資料

資料1 指定管理業務仕様書

別冊「滋賀県立びわ湖こどもの国指定管理者業務仕様書」

資料2 過去4か年の利用料収入の実績

（単位：千円）

項 目	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
利 用 料 収 入 実 績	31,058	35,849	34,029	33,904

資料3 管理料参考額の詳細および県支出金の支出実績額・内容（内訳）

1 管理料参考額の詳細

（単位：千円）

管理料総額	年 度 別 内 訳				
	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度	令和12年度
	60,218	60,114	60,114	60,114	60,114
うち1件当たり100万円以上の修繕または効用の増加を目的とした改修に係る維持補修費	4,000	4,000	4,000	4,000	4,000

2 過去4か年における収入・支出の実績および内訳

収入

(単位：千円)

区分	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
指定管理料	77,285	64,424	64,424	69,515
利用料収入	31,058	35,850	34,030	33,904
利用者負担金収入	19,239	23,379	26,642	28,379
収入計	127,582	123,653	125,096	131,798

支出

(単位：千円)

区分	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
人件費	56,854	50,112	57,485	60,310
施設管理費	40,273	40,485	38,668	43,063
(うち修繕費)	10,108	5,814	6,117	8,087
事業費	13,193	15,075	16,256	16,622
支出計	110,320	105,672	112,409	119,995

※その他の支出として、拠点区分繰入金支出等があります。

14 様式

様式第1号

募集要項の内容等に関する質問書

令和 年 月 日

(あて先)
滋賀県知事

申請者

主たる事務所の所在地

団体の名称
代表者の役職・氏名

質 問 項 目	質 問 内 容

※質問項目には、募集要項のどの部分についてのものか、該当する部分がわかるように記載してください。（例：募集要項〇頁の〇行目）

法人等名
担当者名
連絡先：電 話
 : F A X
 : 電子メール

様式第2号

指定管理者指定申請書

令和 年 月 日

(あて先)
滋賀県知事

申請者

主たる事務所の所在地

団体の名称

代表者の役職・氏名

印

連絡先 担当者名

電話・FAX

下記について、指定管理者の指定を受けたいので、滋賀県立びわ湖こどもの国の設置および管理に関する条例第10条第1項の規定により申請します

記

滋賀県立びわ湖こどもの国

様式第3号

グループ構成表

グループ名

(代表となる団体)	主たる事務所の所在地 団体の名称 代表者の役職・氏名	印
(構成団体)	主たる事務所の所在地 団体の名称 代表者の役職・氏名	印
(構成団体)	主たる事務所の所在地 団体の名称 代表者の役職・氏名	印
(構成団体)	主たる事務所の所在地 団体の名称 代表者の役職・氏名	印

様式第4号(1)

こどもの国の管理運営に係る事業計画書

令和 年 月 日

(あて先)
滋賀県知事

申請者

主たる事務所の所在地

団体名称

代表者の役職・氏名

印

別紙のとおり事業計画を提出します。

様式第4号(2)

こどもの国の自主事業に係る事業計画書

令和 年 月 日

(あて先)

滋賀県知事

申請者

主たる事務所の所在地

団体の名称

代表者の役職・氏名

印

1. こどもの国の食堂の運営について

(1) 食堂を運営するかどうか

する

・

しない

(2) ((1)において「する」の場合) 別紙の通り事業計画書を提出します。

※現に従事している職員の雇用についての考え方を必ず記入してください。

※食堂運営に当たっては厨房等にかかる行政財産の目的外使用料が別途かかります。

(参考: 令和7年度 使用料)

- ・使用料: 3,711,744円(申請に基づき減免が適用される可能性があります。)
- ・使用料については、毎年度滋賀県のルールに基づき見直しを行います。
- ・減免については、別紙を参照ください
- ・使用面積: 厨房(83.44㎡)、食品庫(20.91㎡)、休憩室(18.67㎡)
売店(5.79㎡)、券売機(0.38㎡)

2. その他の自主事業について、別紙の通り事業計画書を提出します。

行政財産使用料減免基準

滋賀県行政財産使用料条例(昭和39年滋賀県条例第5号。以下「条例」という。)第6条に規定する特別の事情があると認めるときに関する基準を次のとおり定める。

1 条例第2条に規定する使用料の減免基準

(1) 次の表の左欄に掲げる者が、同表の中欄に定める減免の条件に該当するときは、それぞれ同表の右欄に定める率を減免することができる。

減免対象者	減 免 の 条 件	減免する率
① 国、他の地方公共団体 その他公共団体 または公共的団体	次のいずれかに該当する場合	100%
	ア 県の組織と密接な関係を有するため県の職員と常時連絡をとる必要があることから、当該職員が執務する部屋等で事務を行わせる場合	
	イ 県の施策を補完・代行する事務・事業の用に供する場合	
	当該財産上で収益事業を実施している場合	95%以内
	当該財産上で収益事業をしていない場合	100%
	ウ 公共的団体が公共的活動の用に供するものであって、県の施策にも効果があると認められる場合で、特に減額の必要があるとき。	
	当該財産上で収益事業を実施している場合	50%以内
	当該財産上で収益事業をしていない場合	50%
	エ 防犯・防火等の施設、基準点・案内板・選挙ポスター掲示場または県施設に由来する記念碑等を設置するために使用する場合	100%
	オ 県から指定管理を委託されている公の施設のうち県民の一般的な共同利用に供されない箇所を、当該公の施設の設置目的に沿った一般的共同利用を増進するために使用する場合	
	当該財産上で収益事業を実施している場合	95%以内
	当該財産上で収益事業をしていない場合	100%
	カ 公用、公共用または公共的活動の用に供するものであって、琵琶湖をはじめとする滋賀県の優れた環境・資源の保全に効果を有する事業に直接使用する場合	
	当該財産上で収益事業を実施している場合	95%以内
	当該財産上で収益事業をしていない場合	100%
	キ 社会教育その他の教育またはスポーツの振興のために一時的に使用する場合（主催者等が、参加料等を徴する場合を除く。）	100%
②各種職員共済組合、職	県の職員、その退職者または県立学校の学生の	100%

員互助会、生活協同組合等	福利厚生等を目的とした事務・事業を行うために使用する場合(第三者に事業を委託している場合を除く。)	
③県の職員または県立の公の施設を利用する者のために福利厚生施設(食堂、喫茶店、売店または理髪所等をいう。)を経営する者	ア 使用に当たり、提供品等の価格について県と協議することが義務付けられている場合等で、使用料の減額が当該価格の決定要素の一つとなっているとき。	50%
	イ 当該県の職員または県立の公の施設を利用する者が著しく少ない場合で、当該福利厚生施設の経営状況から特に使用料の減額が必要であると認められるとき。	50%
	ウ ア、イの双方に該当する場合	75%
	エ 当該福利厚生施設の設置が施設サービスとして必要不可欠な県立の公の施設において、経営者の不在により長期間にわたり経営が休止している場合で、別に定める要領に基づき公募により経営者を選定したとき。	100%
④運輸事業、水道、電気またはガス供給事業その他の公益事業を行う者	県施設の利用者のために必要なバス等の停留所・その付帯設備または県施設専用の供給設備を設置するために使用する場合	100%
④-2 太陽光発電設備等を設置して発電事業を行う者	別に定める要領に基づき公募型プロポーザル方式により事業者を選定した場合	100%
⑤当該施設に特別の縁故がある者	使用許可物件もしくは同一の施設に属する他の物件を県に無償譲渡・無償貸付した場合または県施設の効用を高めるために特別の投資をした場合	100%以内
⑥隣接地の所有者または占有者	単に通行のために土地を使用させる場合で、県の職員等の通行を妨げないことを条件とするとき。	50%以内
⑦ (削除)		
⑧知事が特に必要と認める者		他の者との均衡に配慮して知事が定める率

注1 「当該財産上で収益事業を実施している場合」の減免率については、上限の率までは、当該財産にかかる利益(直近3年間の平均利益)から減免後使用料を差し引いた後、利益が存することとなるように5%刻みで決定する。

注2 「⑤当該施設に特別の縁故がある者」の減免率については、当該財産上で収益事業を実施している場合、寄附し、負担した額の範囲内で減額する。ただし、寄附等があった後、20年を経過した場合は適用しない。

(2) (1) に定めるもののほか、大規模な災害もしくは感染症の発生その他の予見しがたい事

由（知事が特に認めたものに限る。）により県が一時的に県施設を休館した場合または当該事由に対する対策のための用途に県が一時的に県施設を使用し、もしくは転用した場合であって、当該施設の使用許可を受けた目的どおりに使用することができないときは、その使用することができない期間について、当該期間の使用料の全額（100%）を減免することができる。

2 条例第3条に規定する使用料（共益費）の減免基準

令和3年3月10日付け滋財第2032号総務部長通知「使用許可に伴う共益費の徴収について」による。

3 適用範囲

この基準は、令和3年4月1日以降の使用に係る行政財産使用料について適用する。

4 激変緩和措置

（削除）

様式第5号

事業計画書等記載事項変更届

令和 年 月 日

(あて先)
滋賀県知事

申請者

主たる事務所の所在地

団体名称

代表者の役職・氏名

印

下記のとおり変更したので、届け出ます。

記

様式第6号

指定管理者申請辞退届

令和 年 月 日

(あて先)
滋賀県知事

申請者

主たる事務所の所在地

団体の名称

代表者の役職・氏名

印

令和 年 月 日付けで滋賀県立びわ湖こどもの国の指定管理者指定申請書を提出しましたが、都合により辞退しますので届け出ます。

様式第7号

説明会参加申込書

令和 年 月 日

(あて先)

滋賀県知事

申請者

主たる事務所の所在地

団体の名称

代表者の役職・氏名

印

滋賀県立びわ湖こどもの国における指定管理者の募集に係る説明会に参加したいので
申し込みます。

1 出席者名簿

部 署	役 職 ・ 氏 名

2 本件に関する連絡先

(1) 部署

(2) 担当者の役職・氏名

(3) 電話番号、FAX番号

様式第8号

団 体 概 要 書

項 目	内 容
事業者（法人、団体）名	
代表者職・氏名	
団体の所在地	
設立年月日	
資本金	令和 年 月 日現在 千円
従業者数	令和 年 月 日現在 人
主たる業務内容	
類似施設の管理に関する過去の業務実績	
特記事項	

令和 年 月 日

誓 約 書

(あて先)
滋賀県知事

申請者

主たる事務所の所在地

団体の名称

代表者の役職・氏名

印

滋賀県立びわ湖こどもの国の指定管理者指定申請を行うに当たって、下記1、2の事項については真実に相違ありません。

また、申請者の備えるべき資格のうち、下記3、4の事項について承諾します。

記

- 1 滋賀県立びわ湖こどもの国指定管理者募集要項「7 申請の手続 (2) 申請者の備えるべき資格等」に定める欠格事項に該当せず、申請者としての資格を有していること。
- 2 滋賀県立びわ湖こどもの国指定管理者指定申請書等の提出書類に記載の事項は事実と相違ないこと。
- 3 滋賀県税（個人県民税および地方消費税を除く。）およびこれに付随する延滞金等に滞納がないことを確認するため、滋賀県税の完納情報提供事務実施要領に基づき、県の税務担当課に照会し、完納情報を入手すること。
- 4 暴力団排除に係る欠格要件該当の有無を確認するため、県の事務事業から暴力団を排除する措置のための指針に基づき、滋賀県警本部に照会すること。

※ 契約書が提出された時点で滋賀県税を納付書等により完納していたとしても、完納が確認できるまでに、1週間から4週間程度の時間差が生じる場合がある。

– 43 –

指定管理者管理運営状況（令和3年度～令和6年度）						
指定管理者管理運営状況						
年度	指定管理者			指定管理期間		
R6年度	社会福祉法人友愛			令和3年4月1日から令和8年3月31日まで		
R5年度						
R4年度						
R3年度						
成果情報		R3	R4	R5	R6	備考
利用可能日数(単位:日)		339	338	338	338	
年間利用人数(単位:人)		183,316	200,322	176,607	182,238	
1日あたり利用人数(単位:人/日)		540.8	592.7	522.5	539.2	
年間収入(単位:円)		127,582,200	123,652,719	125,095,899	131,798,232	
1日あたり収入(単位:円/日)		376,349	365,836	370,106	389,936	
収入・支出実績 (単位:円)		R3	R4	R5	R6	備考
収入①		127,582,200	123,652,719	125,095,899	131,798,232	
施設利用収入		31,058,485	35,849,365	34,029,565	33,904,245	
指定管理料		77,285,087	64,424,000	64,424,000	69,515,352	
その他収入		19,238,628	23,379,354	26,642,334	28,378,635	
支出②		110,319,682	105,672,167	112,409,162	119,995,131	
人件費		56,854,217	50,112,301	57,485,474	60,309,955	
施設管理費		40,272,936	40,485,391	38,667,533	43,063,522	
事業費		13,192,529	15,074,475	16,256,155	16,621,654	
収支 ①-②		17,262,518	17,980,552	12,686,737	11,803,101	その他拠点区分繰入金支出があります。
モニタリング実施状況(令和6年度)						
報告書の別	内 容					
年度報告	年次事業報告書(令和7年4月報告)					
月例報告	月例業務報告書(毎月報告)					
実地調査	令和6年10月、令和7年3月 実施					
実地調査等の概要	【令和6年10月】 指定管理者モニタリングマニュアルに基づき、実地調査を実施。 安全の確保や法令等の順守、適切な維持管理の実施や、管理業務の効果の向上を図る取組や適切に業務を実施するための体制等の確認を行った。 水道メーターおよび電気メーターについて、計量法に基づく有効期限を超過していた事例や、県公用車について、道路運送車両法に基づく法定点検の未実施といった事例が認められたため、指定管理者に対して適切な管理に努めるよう伝達。 【令和7年3月】 令和6年10月と同様に実地調査を実施。 前回の実地調査時に伝達した上記事項については、是正されていることを確認した。 【その他】 年次事業報告書、月例業務報告書により、管理業務が適正に実施されていることを確認した。					
利用者ニーズの把握						
手法・実施時期	令和6年10月および11月に利用者満足度調査を来園者に実施					
実施内容	来園者へのアンケート調査					
調査結果	施設利用満足度調査において、令和6年度は308の回答があった。 来場者目線による環境整備の徹底や人気イベントの企画により、再来場したいかという項目において、回答してくれた9割以上の来園者がまた来たいと回答しており、高い評価を維持していることがわかる。					
工夫・成果のあった点、運営上の課題						
・施設や設備に関しては経年劣化などがみられるものの、「滋賀県県有施設点検マニュアル」に従って点検、保守を実施するとともに、小修繕等を適切に行うことで、良好な状態を維持している。 ・利用者の要望に対して迅速な対応を図るなど、常に利用者の視点に立ったサービスの提供に努めており、その管理運営は適切かつ効率的なものであると評価できる。 ・多くの自主事業展開を図り、実施するイベントについてもHPでの情報発信やチラシ・広報誌による広報に努めている。また、子ども向けおでかけ情報サイトでの評価も高く、児童厚生施設としての社会的役割を高めている。 ・新型コロナウイルス感染症対策として継続して、園内に手指消毒用アルコールを複数設置し、遊具も定期的に消毒している。 ・園内におけるWi-Fiスポットの整備やキャンプ場の環境整備などを求める声もあり、園内の環境整備を求められている。						

指定管理者自主事業承認基準

(目的)

第1条 この基準は、指定管理者がその管理する施設を活用して行う自主事業について、県が承認する基準その他の取扱いについて定めるものである。

(定義)

第2条 この基準における自主事業とは、次のいずれかに該当するものをいう。

- (1) 協定書において、自主事業として実施することとされている事業
- (2) 協定書に定めがないが、県との協議により新たに自主事業として実施することとされた事業

(自主事業の承認)

第3条 指定管理者が自主事業を行うに当たっては、事前に県に自主事業実施計画書を提出し、その事業内容、収支計画および参加料等を明らかにした上で、書面（電磁的記録を含む。）により県の承認を得なければならない。

- 2 県は、前項の承認をするかどうかを判断するため必要があると認めるときは、指定管理者に対し、自主事業実施計画に係る説明を求めることができるものとする。
- 3 県は、第1項の承認をするに当たって、実施条件を付することができる。
- 4 指定管理者は、その管理する施設の設置目的の範囲を超える自主事業を実施しようとするときは、当該自主事業の実施前に県から地方自治法第238条の4第7項の規定による行政財産の目的外使用許可を受けなければならない。

(承認基準)

第4条 県は、指定管理者が行う自主事業が次に掲げる基準の全てに適合していると認められるときは、前条第1項の承認をするものとする。

- (1) 施設の用途または目的を妨げないものであること。
- (2) 施設の認知度向上、イメージアップまたは有効活用に資するものであること。
- (3) 事業日程および事業規模が一般利用者の施設利用を阻害しない範囲であること。
- (4) 事業の内容が公序良俗に反しないものであること。
- (5) 事業の実施に関する安全性が確保されていること。
- (6) 事業の実施に要する全ての費用を指定管理者が負担するものであること。
- (7) 事業の実施に伴う第三者に対する賠償責任等の全ての責任を指定管理者が負うものであること。
- (8) 施設機能に損失または低下が見込まれず、原状復旧が可能なものであること。
- (9) 不特定多数の施設利用者が広く利用もしくは参加できるものであること、または施設利用者もしくは参加者の選定について公平性が確保されていること。

(10) 参加者から参加料等を徴収する場合、その参加料等の価格設定が著しく高額でないこと。

(11) 特定の政治団体の政治活動または特定の宗教団体の宗教活動に関するものでないこと。

(実施報告)

第5条 指定管理者が自主事業を実施した場合は、毎年度終了後に参加者の状況、事業成果および経理状況等を県に報告しなければならない。

2 県は、前項の報告を受けた場合において、改善が必要な事項があったときは、指定管理者に対し、必要な指示を行うものとする。

付 則

この基準は、令和5年4月1日から施行する。

県立びわ湖こどもの国に係る指定管理者情報セキュリティ遵守事項（例）

（注）

- ・本書は、「指定管理者制度における施設の管理に関する基本協定書」に基づき、指定管理者が定める情報セキュリティに関する遵守事項の例を示すものである。
- ・【推奨】と示している事項は、規定することが望ましいものである。
- ・それ以外の事項は特段の理由がない限り規定すべきものである。
- ・上記に記載のない内容を遵守事項として追加することも差し支えない。

この遵守事項は、協定第〇条第１項に基づき、県立びわ湖こどもの国における情報セキュリティ対策を確実にを行うために必要な事項を定めるものである。

第１ 用語の定義

この遵守事項において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- （１）情報機器 パソコン、サーバ等の何らかの情報処理機能を持つ機器のことをいう。
- （２）ネットワーク 情報機器を接続して通信するための装置および通信回線をいう。
- （３）システム 情報機器、ネットワークを使用した情報処理の仕組みをいう。
- （４）ウィルス等 コンピュータウィルスやその他の不正プログラムをいう。
- （５）ログ 情報機器やシステムの利用状況や通信状況を記録したデータをいう。
- （６）個人情報等 個人情報や滅失、き損、改ざん等により管理業務の円滑な執行に著しい支障を生じさせるおそれのある重要情報のことをいう。
- （７）ソーシャルメディアサービス インターネットを利用してユーザが情報発信し、あるいは相互に情報をやりとりする情報の伝達手段のことをいう。
- （８）外部ネットワーク インターネット等の外部と接続可能なネットワークのことをいう。

第２ 管理業務で情報機器を利用する場合

１ ウィルス対策

管理業務で利用する情報機器を、ウィルス等から保護するため、次に掲げる対策を施すものとする。

- （１）ウィルス等対策プログラムをインストールする。
- （２）ウィルス等定義ファイルの更新の有無を確認し、ウィルス等定義ファイルを最新のもの

のに保つ。

(3) ウィルス等検査機能を常時稼働させておく。

(4) 定期的(週1回程度を目安)に完全スキャンを実施する。

2 ウィルス感染時の対応

情報機器がウィルスに感染した場合またはそのおそれがある場合は、被害の拡大を防止し、被害状況の分析を円滑にするため、次に掲げる対応を行うものとする。

(1) 直ちに情報機器からLANケーブルを抜く等、ネットワークからの遮断を行う(無線LANの場合は、電源をオフにせずに通信を行わない設定へ変更をする)。

(2) 画面を閉じずにそのままの状態で保持する。

(3) 当該施設の県の所管課に直ちに連絡をする。

3 ソフトウェアの脆弱性対策

情報機器で利用するソフトウェアを安全な状態に保つため、次に掲げる対策を施すものとする。

(1) ソフトウェアの修正プログラム(例:Windows Update)が出た場合は、速やかに導入する。なお、システムに関する修正プログラムについては、システムに不具合が発生しないことを確認した後に導入する。

(2) サポート期限が終了したソフトウェアは使用しない。

4 バックアップの取得

情報機器に記録されたデータについては、データの滅失等の情報セキュリティ事故に備え、次に掲げる対策を施すものとする。

(1) データの重要度に応じて、取得頻度(年次、月次、週次、日次、随時)および保存期間を設定し、定期的にバックアップを取得する。

(2) 独自に開発したシステムに関しては、プログラムの修正の際にプログラムのバックアップを取得する。

(3) バックアップデータは、情報機器とは別の筐体または外部記憶媒体に保存する。【推奨】

5 ユーザIDの管理

情報機器で利用するユーザIDについては、次に掲げる対策を施すものとする。

(1) ユーザIDの登録および登録抹消手順を定め、適切なユーザ管理を行う。

(2) 利用していないユーザIDが放置されないよう定期的に点検し、必要に応じて登録抹消を行う(特に異動・退職者等が生じた場合)。

(3) 他人にユーザIDを利用させない。また、複数の者で共有する場合は、共用する者以外に利用させない。

6 パスワードの管理

情報機器で利用するパスワードについては、次に掲げる対策を施すものとする。

- (1) パスワードの発行や初期化、変更を行う手順を定める。
- (2) パスワードに関する情報は厳重に管理する（パソコンの画面やキーボード等の目に付きやすい場所にパスワードが記載された付箋等を貼りつけない）。
- (3) パスワードについて、英大文字、英小文字、数字、記号のうち3種類以上を使用する等、容易に推測されないものにする（12文字以上推奨）。
- (4) パスワードを、定期的（人事異動時）に変更するものとし、古いパスワードの再使用を行わない。
- (5) 情報機器にパスワードを記憶させない（オートコンプリート機能は使用しない）。

7 ログの取得等

システムに関するログの取得等については、外部からの攻撃、不正行為、障害等の調査ができるよう、次に掲げる対策を施すものとする。

- (1) 情報機器に関するアクセス記録、稼働記録、障害記録（以下、「アクセス記録等」という。）のログを取得し、保管期間（1年以上を推奨）を定め、保管をする。
- (2) 情報セキュリティ事故、不正行為、障害等が生じた際に、ログの内容をチェックできる体制を整える。
- (3) アクセス記録等のログを定期的に検査、分析する。【推奨】

8 盗難等防止措置

情報機器の性質や重要度等に応じて、部屋の施錠や機器の固定等の盗難防止や破損等を防止するための対策を講じるものとする。

9 ソフトウェアのライセンス管理

ソフトウェアの適正な利用を徹底するために、情報機器にインストールされたソフトウェアのライセンスを台帳等で管理するものとする。【推奨】

第3 管理業務で電子メールを利用する場合

1 電子メール送信時

インターネットを利用した電子メールを送信する際には、誤送信の防止を図るため、次に掲げる対策を施すものとする。

- (1) 互いに面識がない複数の宛先に電子メールを送付する場合は、送信先が非表示となるBccを使用する（To、Ccについては同報するメールアドレスが送信先に知られてしまうため使用しない）。
- (2) メールを送信する前に、宛先、送付方法（To、Cc、Bcc）、添付ファイルに誤りがないか確認を行う。

(3) 特に複数の宛先に同時に送信する場合は、複数名で確認を行う。【推奨】

2 電子メール閲覧

不審メールの閲覧によるウィルス感染や不正アクセスを防ぐため、電子メールの閲覧においては、次に掲げる対策を施すものとする。

- (1) 不審メールと思われる電子メールを受信した場合、添付ファイルを開いたり、本文のリンクをクリックしない。
- (2) HTMLメール（電子メールの本文を、ホームページのレイアウトなどに使うHTMLで記述したもの）はメールを開いただけでウィルス感染する場合もあるため、メールソフトの設定を変更し、HTMLメールを利用できないようにする。

第4 ホームページを管理する場合

1 新規構築、再構築時

ホームページを新規構築、再構築する場合は、次に掲げる対策を施すものとする。なお、指定管理期間が新たに開始する場合のホームページに係る取扱いについても同様とする。

- (1) 情報処理推進機構（IPA）の「安全なウェブサイトの作り方」および別冊「安全なSQLの呼び出し方」の最新版に準拠した実装を行う。
- (2) SSL/TLSによりインターネット上のウェブブラウザとウェブサーバ間でのデータの暗号化通信を実装する。

2 運用保守時

ホームページを運用保守する場合は、「第1 管理業務で情報機器を利用する場合」の対策に加え、次に掲げる対策を施すものとする。

- (1) ホームページの脆弱性診断を実施し、ネットワーク機器、公開サーバおよび同サーバ上で稼働するウェブアプリケーション等の脆弱性の有無を確認する。また、受診の結果、脆弱性が検出された場合はその対処法を検討し、対策を実施する。

第5 ソーシャルメディアサービスを利用する場合

1 ソーシャルメディアサービスのセキュリティ対策

ソーシャルメディアサービスを利用する場合は、次に掲げる対策を施すものとする。

- (1) ソーシャルメディアサービスの運用ポリシーを定め、当該施設のホームページ等に掲載する。
- (2) 情報配信が実際に当該施設のものであることを明らかにするために、アカウントの自己記述欄等に運用組織を明示する等の方法でなりすまし対策を行う。
- (3) 個人情報等に該当する情報はソーシャルメディアで配信しない（ただし、当事者の了解が得られた場合は除く）。

- (4) ソーシャルメディアについては、利用に際してあらかじめ当該施設の県の所管課に報告をする。【推奨】

第6 外部ネットワーク・無線LANを利用する場合

1 外部ネットワークを利用する場合

外部ネットワークを利用する場合は、次に掲げる対策を施すものとする。

- (1) 不正アクセスを防止するため、外部ネットワークの接続部分には、ファイアウォールおよびルータ等を設置し、経路制御および接続制限等を行う。
- (2) 外部ネットワークからの不正または大量アクセスによりサーバの利用に支障が出ないようにするため、情報機器およびネットワークの冗長化や専用の対策装置の導入、プロバイダ等が提供する対策サービスの利用など、可用性を確保するための対策を講じる。
- (3) 外部ネットワークとの接続においてデータの漏えい、破壊、改ざん又はシステムダウン等の情報セキュリティの問題が認められる場合は、速やかに当該外部ネットワークとの接続を遮断する。

2 無線LANを利用する場合

無線LAN（ローカル・エリア・ネットワーク）を利用する場合は、次に掲げる対策を施すものとする。

- (1) 接続に関する認証は「IEEE802.1X(EAP)認証」もしくは「PSK 認証」を使用する。なお、「PSK 認証」を使用する場合は、パスフレーズの文字数を20文字以上で設定し、定期的に更新を行う。
- (2) 通信内容の暗号化の方式については、「CCMP 方式」を使用する。なお、「WEP 方式」、「TKIP 方式」については脆弱性があるため使用しない。
- (3) 無線LANを利用できる場所として設定した範囲を超えて電波が漏出しないよう、電波の伝搬範囲を限定する。
- (4) 無線LANのアクセスポイントの管理用パスワードを適切に設定し、定期的に更新を行う。
- (5) (1)～(4)の他、総務省が作成する別添「企業等が安心して無線LANを導入するために」を参考に必要に応じてセキュリティ対策を講じる。【推奨】
- (6) 無線LANについては、利用に際してあらかじめ当該施設の県の所管課の承認を得る。【推奨】

第7 その他一般事項

1 私物情報機器および私物外部記憶媒体の利用

私物情報機器および私物外部記憶媒体（以下「私物情報機器等」という。）については、

次に掲げる事項を遵守するものとする。

- (1) 私物情報機器等の管理業務利用は原則行わない。やむを得ず使用する場合は、上長の許可を得る。
- (2) 私物情報機器等の利用を許可する際には、ウィルス対策、脆弱性対策の実施等の条件を付す。
- (3) 私物情報機器等の利用を許可した場合、許可する理由、期間等を台帳に記載し管理する。

2 個人情報等を含むデータ等の外部への持ち出し

個人情報等を含むデータおよび情報処理に係る帳票（以下「データ等」という。）の外部への持ち出し（電子メール含む。）については、次に掲げる事項を遵守するものとする。

- (1) データ等の外部への持ち出しは原則行わない。やむを得ず持ち出す場合は、上長の許可を得る。
- (2) 持ち出しの許可を得る際には、帯出簿に持ち出し先、期間等を記載し、上長に報告を行う。
- (3) E X C E L形式のデータを外部へ持ち出す際には、別シートや非表示になっている箇所個人情報等が入っていないか確認する。
- (4) 持ち出しの際には、車上荒らしや置き忘れによる紛失等が起こらないように十分に注意する。
- (5) 紛失等が起こった場合に備え、個人情報等を含むデータには暗号化やパスワードを施す。
- (6) データ等を持ち帰った際にも、上長に報告を行う。

3 データ等の管理

データ等については、滅失、き損および情報漏えい等の防止を図るため、次に掲げる対策を施すものとする。

- (1) 個人情報等を含むデータを情報機器に保存する場合は、端末本体に保存せず、冗長化したファイルサーバに保存する。なお、ファイルサーバは、ウィルス感染等による侵害の拡大を防ぐため、ネットワークドライブに設定しない。【推奨】
- (2) データ等をファイルサーバ以外で保存する場合は、保存用の情報機器、外部記憶媒体は、施錠保管するなど、適正な管理を行う。
- (3) 個人情報等を含むデータを外部記憶媒体に保存する場合は、データの名称、外部記憶媒体の種類（U S Bメモリ、外付けハードディスク、C D等）、保存期間、保存場所等を記した管理台帳を作成し、保管状況を把握する。
- (4) 情報機器または外部記憶媒体を廃棄する場合は、データが復元できないように物理的に破壊する等の処理を行う。なお、個人情報が含まれた情報機器または外部記憶媒体を廃棄した場合は、管理台帳に廃棄日、処理内容等を記録する。

4 管理業務に従事する者への教育

管理業務に従事する者の役割および理解度等に応じた情報セキュリティに関する教育研修および訓練を定期的および随時に実施し、情報セキュリティ対策を徹底するものとする。

5 緊急時の連絡体制等

個人情報の漏えい等の情報セキュリティ事故や、不正アクセス等による侵害に対して、適切な対応が図れるよう、次に掲げる対策を施すものとする。

- (1) 関係者の連絡先、緊急時の対処手順をあらかじめ定めておく。
- (2) 情報セキュリティ事故が発生した場合もしくはそのおそれがある場合は、直ちに必要な措置を講ずる。また、不正アクセス等による侵害が発生した場合もしくはそのおそれがある場合は警察に通報する。
- (3) 休日に緊急時対応が想定されるシステム（県民等への情報提供や申請・予約等の休日においても利用が想定されるシステム）については、休日においても保守対応が可能となるよう、その旨を保守委託業務の契約書・仕様書に明記する。

6 ホームページ閲覧の留意事項

管理業務でホームページ閲覧を行う場合は、次に掲げる事項を遵守するものとする。

- (1) ホームページ閲覧には常にウィルス感染のリスクがあるため、管理業務と関係あるホームページ閲覧であっても必要最小限の利用とする。

7 特定個人情報の取扱い

管理業務で特定個人情報（個人番号を含む個人情報をいう。）を取扱う場合は、別添「特定個人情報の適正な取扱いに関するガイドライン（行政機関等・地方公共団体等編）」の「安全管理措置」に基づいた対策を施すものとする。

滋賀県立びわ湖こどもの国指定管理者審査基準

選 定 基 準 (条例第10条第2項)	審 査 項 目	内 容	確認する書類	配点 (100)	
1 事業計画の内容が、 県民の公平な利用を 確保することができる ものであること (第1号)	(1) 公平な利用を図るための 具体的手法および期待され る効果	・利用申込等公平な利用を確保するものとなっているか	・事業計画書 (運営方針) (運営計画)	3	9
		・生活弱者等へ配慮されているか		3	
		・事業等の内容に偏りがいないか		3	
2 事業計画の内容が こどもの国の効用を 最大限に発揮させる ものであること (第2号)	(1) 施設の活性化に寄与する 新たな取組やチャレンジ性 のある提案（自主事業の提案 を含む）	・新規性やチャレンジ性があり、施設の活性化に寄与することが期待される、魅力的な提案であるか。	・事業計画書 (運営方針) (運営計画) (実施体制表) ・収支計画 ・付属資料	8	40
		・提案内容が自主事業である場合は、自主事業承認基準を満たすことが見込まれるか。			
		・自主事業は、施設の設置目的に沿い、管理業務との相乗効果が期待できるか			
	(2) 施設の設置目的および県 が示した管理の方針との整 合性	・こどもの国の設置目的および基本方針に適合しているか		8	
		・県が示した管理の方針と申請者が提案した運営方針が合致しているか			
		・募集要項に掲げる業務の具体案が計画に明記されているか			
	(3) 利用者の増加を図るため の具体的手法および期待 される効果	・年間の広報計画の内容は適切か		8	
		・利用拡大の取組内容は適切か			
		・誘致活動は適切か			
	(4) サービスの向上を図るた めの具体的手法および期待 される効果	・サービス向上のための取組内容は適切か		8	
		・利用料金の設定は適切か			
		・事業の提案は県が意図した企画となっているか			
		・全体的に施設の設備、機能を活用した内容となっているか			
		・県民ニーズの把握やその対応策が適切か			
		・若者集客のための対応策が示されているか			
		・子ども・若者の意見が反映される機会が確保されているか			
	(5) 施設の維持管理の内容、 適格性および実現の可能性	・求めている実施水準が事業計画書で提案されているか		8	
		・施設管理、安全管理は適切か			
		・維持管理は効率的に行われているか			
3 事業計画の内容が こどもの国の管理に 係る経費の縮減が図 られるものであるこ と（第3号）	(1) 施設の管理運営に係る経 費の内容	・県が示した管理料の参考額をどの程度下回っているか	・事業計画書 (経費見積額) ・収支計画	15	27
		・必要な経費を見積もっているか		6	
		・他の応募者より管理運営経費の縮減に取り組む提案となっているか		6	
4 事業計画に沿った 管理を安定して行う 能力を有すること (第4号)	(1) 収支計画の内容、適格性 および実現の可能性	・収入、支出の積算と事業計画の整合性は図られているか	・事業計画書 ・収支計画 ・団体概要書 ・定款 ・登記事項証明書 ・財務諸表 等	3	18
		・収支計画の実現の可能性はあるか			
		・団体の経営理念は適切か			
	(2) 安定的な運営が可能とな る人的能力	・職員体制は十分か		3	
		・児童厚生員は2人以上配置されているか			
		・調査、研究および研修業務体制は十分か			
		・職員の指導育成、研修体制は十分か			
	(3) 安定的な運営が可能とな る経理的基盤	・団体の財務状況は健全か		3	
		・金融機関、出資者等の支援体制は十分か			
	(4) 類似施設の運営実績	・類似施設を良好に運営した実績はあるか		3	
	(5) その他適切な管理を行う ための能力	・個人情報保護や情報公開のための適切な情報管理体制が整備されているか		3	
		・防災、防犯その他の緊急事態に対応する体制がとれるか			
		・環境への配慮がなされているか			
		・地域交流・協調が配慮されているか			

	(6) 人権への配慮	・職員への人権研修の実施や外部の相談窓口の設置、定期的な職員アンケートの実施等、誰もが安心して働ける職場づくりへの配慮がなされているか。 ・人権等に配慮した業務の遂行が可能か	・事業計画書	3	
5 滋賀県が締結する契約に関する条例の目的達成に資する事項（グループ申請の場合は、代表企業について該当する項目がある場合に加点を行う。）	(1) 地域経済の活性化への配慮、行政目的の実現を図るための契約の活用	・県内に本店を有する事業者であるか	・会社定款	1	6
		・「滋賀県ワーク・ライフ・バランス推進企業」の登録を受けていること、または次世代育成支援対策推進法に基づく基準適合一般事業主として厚生労働大臣の認定を受けていること。	・「滋賀県ワーク・ライフ・バランス推進企業」の登録を受けている場合には、同登録証（県発行）の写し ・次世代育成支援対策推進法に基づく基準適合一般事業主として厚生労働大臣の認定を受けている場合には、同認定通知書（労働局発行）の写し	1	
		・高年齢者就業確保措置について、労使協定の締結または就業規則の労働基準監督署への届出をしていること。	・労使協定または就業規則の該当箇所の写し	1	
		・障害者の雇用の促進等に関する取組のうち、次のいずれかに該当しているか。 ・障害者の雇用に関する状況の報告義務がある事業者であって法定雇用率が達成されていること。 ・障害者の雇用に関する状況の報告義務がない事業者であって障害者を雇用していること。 ・「しが障害者施設応援企業」の認定を受けていること。 ・障害者の雇用の促進等に関する法律に基づく基準適合事業主として厚生労働大臣の認定を受けていること。	・（障害者の雇用に関する状況の報告義務がある事業者）障害者雇用状況報告書の写し ・（障害者の雇用に関する状況の報告義務がない事業者）申立書の写し ・「しが障害者施設応援企業」の認定を受けている場合には、同認定通知書（県発行）の写し ・障害者の雇用の促進等に関する法律に基づく基準適合事業主として厚生労働大臣の認定を受けている場合には、同認定通知書（労働局発行）の写し	1	
		・「滋賀県女性活躍推進企業」の認証を受けていること、または女性の職業生活における活躍の推進に関する法律に基づく基準適合一般事業主として厚生労働大臣の認定を受けていること。	・「滋賀県女性活躍推進企業」の認証を受けている場合には、同認証通知（県発行）の写し ・女性の職業生活における活躍の推進に関する法律に基づく基準適合一般事業主として厚生労働大臣の認定を受けている場合には、同認定通知書（労働局発行）の写し	1	

		・環境マネジメントシステムのうち、次のいずれかの認証・登録を受けていること。 ・国際標準化機構が定めた規格 I S O 14001 に適合している旨の認証 ・一般財団法人持続性推進機構（平成23年 9 月30日以前に登録・更新した場合は、財団法人地球環境戦略研究機関持続性センター）の実施するエコアクション21の認証・登録 ・特定非営利活動法人 K E S 環境機構の実施する K E S ・環境マネジメントシステム・スタンダードの登録 ・一般財団法人エコステージ協会の実施するエコステージの認証	・①については、審査登録機関の証明書の写しを、①以外については、その認証証・登録証の写し	1	
--	--	--	--	---	--

- 審査基準および配点に基づく、選定すべき候補者の決定は、以下のア～ウの順に行うこととする。
 - 各委員の採点を合計した点数が最も高い申請者
 - 最も高い採点をした委員の数が最も多い申請者
 - 「事業計画の内容がこどもの国の効用を最大限に発揮させるものであること」、「事業計画の内容がこどもの国の管理に係る経費の削減が図られるものであること」に関する委員の採点を合計した点数が最も高い申請者
 - なお、これによっても選定すべき候補者が決定しない場合は、選定委員会において協議し、選定すべき候補者を決定する。
 - また、選定基準ごと（滋賀県が締結する契約に関する条例の目的達成に資する事項を除く）の採点合計および総合計点が 6 割未満の場合は、指定管理業務実施への支障が懸念されるとして、失格とする。